

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業実施区域周辺は、大規模商業施設が立地し幹線道路の交通量が多く、高層住宅等が立地する市街地を形成している。本事業は、そのような地域において、北名古屋衛生組合環境美化センターのごみ処理施設を解体撤去した上で、処理能力を増加させた新たなごみ処理施設を建設する事業であり、ばい煙の排出、関係車両の走行等による環境影響が考えられる。このため、事業計画、工事計画の検討に当たっては、環境影響の回避、低減について十分検討するとともに、環境保全措置に関する最新の情報を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、環境保全に万全を期すること。
- (2) 新たなごみ処理施設の処理能力を 660 トン/日としているが、その算定根拠をわかりやすく示すこと。
- (3) 新たなごみ処理施設の処理方式については、方法書では 3 通りの案の中から稼働実績、処理性能、維持管理性、安全性、環境保全性、生活環境への影響等を今後検討して決定するとしているが、比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。
- (4) 工事中及び供用時の関係車両の運行ルート及び交通量の検討に当たっては、道路沿道の環境に十分配慮すること。その上で、道路沿道の大気質、騒音及び振動に係る調査地点及び予測地点を適切に設定し、設定理由をわかりやすく示すこと。
- (5) 工事計画の検討に当たっては、低公害型の建設機械及び車両を積極的に採用し、周辺環境への配慮を行うこと。また、供用時には、低公害型の車両を積極的に使用するとともに、アイドリングストップを励行すること。
- (6) 北名古屋衛生組合環境美化センターのごみ処理施設の解体撤去工事計画の検討に当たっては、粉じん、騒音等の環境影響の回避、低減に十分配慮すること。また、当該施設には、アスベスト、ダイオキシン類等の有害物質が存在する可能性が考えられることから、解体撤去工事に伴う飛散又は流出防止対策を徹底すると

ともに、大気質、水質及び廃棄物等に係る影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

- (7) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質

- (1) 大気質の調査については、周辺に立地する大気汚染常時監視測定局における測定結果を収集、整理及び解析するとともに、事業実施区域内及び事業実施区域の周辺における計 5 地点で四季各 1 週間の連続測定を行うこととしているが、事業実施区域に隣接して工場や幹線道路が存在するなど、周辺に立地する大気汚染常時監視測定局周辺とは状況が異なることから、事業実施区域内で実施する硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の測定については、1 年間の連続測定とすること。
- (2) 事業実施区域の新川対岸には高層住宅が立地していることから、ばい煙の排出に係る硫黄酸化物等の予測に当たっては、高層階への影響についても、適切に予測及び評価を行うこと。
- (3) 微小粒子状物質については、現地調査により地域の状況を把握することとしているが、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して、予測及び評価を行うこと。
- (4) 上層気象の現地調査については、四季各 1 週間の調査を行うとしているが、天気図等の気象に関する情報を収集、整理及び解析し、各季節を代表する調査時期を選定すること。

3 騒音、振動

- (1) 新たなごみ処理施設は、24 時間連続運転であり、休日も稼働する計画であることから、機械等の稼働に係る騒音及び振動の現地調査の調査期間に休日を追加すること。
- (2) 事業実施区域の北側に隣接して中層住宅が立地していることから、騒音の高さ方向にも十分配慮しながら、予測及び評価を行うこと。

4 水質

工事中の排水については、沈砂槽の設置等により濁水対策を実施するとしているが、濁水対策を徹底することはもとより、排出水の水質を適切に把握する計画とした上で、工事中の排水の影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

5 地盤、土壌

- (1) 新川に隣接する区域において、ごみピット設置等のための地下躯体工事が行われることから、掘削等の土工及び施設の存在による地盤環境への影響が生じないように、工事計画の検討を行うこと。
- (2) 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去に係る土壌環境の現地調査については、事業実施区域における土地利用の履歴を考慮して、調査地点を適切に設定すること。

6 地下水の状況及び地下水質

掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去に係る地下水質については、事業実施区域内で実施する土壌環境の現地調査の結果を基に、必要に応じて、環境影響評価の項目に追加して、調査、予測及び評価を行うこと。

7 動物、植物、生態系

- (1) 事業実施区域及び周囲における動物相及び植物相が貧弱であるとして、工事の実施及び施設の存在に係る動物、植物及び生態系が環境影響評価の項目として選定されていないが、方法書に記載の既存資料で重要種が確認されていることから、環境影響評価の項目に追加して、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 動物又は植物の現地調査の実施に当たっては、生息又は生育環境の状況についても、適切に調査を行うこと。また、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得るなど、適切に対応すること。
- (3) 緑地帯の設置計画等の検討に当たっては、在来種を使用するなど地域の生態系保全に配慮すること。また、客土等の使用に当たっては、外来生物を持ち込まないように配慮すること。

8 景観

事業実施区域の周囲において新たなごみ処理施設を視認できる範囲を示した上で、調査地点及び予測地点を適切に設定すること。また、新たなごみ処理施設については、景観への影響を十分意識した色彩、デザインとすること。

9 廃棄物等

残土及びその他建設工事に伴う副産物並びに廃棄物については、発生量の抑制に努めるとともに、有効利用を図ること。

10 温室効果ガス等

- (1) 温室効果ガス等については、供用時におけるばい煙の排出、機械等の稼働に係る排出量のみを予測及び評価しているが、工事の実施における資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、並びに供用時における廃棄物等の搬入及び搬出に係る排出量についても、適切に予測及び評価を行うこと。
- (2) 廃棄物発電については、より高い発電効率となるよう検討するとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用についても検討すること。また、廃熱の利用方法を明らかにした上で、温室効果ガス等の低減の効果等を具体的に明らかにすること。

11 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。
- (3) 準備書については、電子縦覧を行うなど、広く周知に努めること。